

就園奨励費の周知	在園児世帯の所得状況に応じて、幼稚園に補助金を交付し、保護者の負担の軽減と幼児教育の振興を図ります。	情報提供：毎年度2回 全保護者	総務課
就学援助の周知	経済的な理由で小中学校へ就学させるのが難しい方の負担を軽減するために就学費用の一部を援助するための就学援助制度の周知に努めます。	情報提供：毎年度4月 全保護者	学校教育課

## 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

### (1)子どもや母親の健康の確保

課 題	妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じての母子の健康が確保されるよう、乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、母親父親教室等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実、及び親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに妊娠期からの継続した支援体制の整備を図っていくことを目指します。		
項 目	行動計画の内容	目 標	担 当
妊娠期の適切な保健指導及び情報提供・妊娠期の健康管理意識の啓発	<p><b>母子健康手帳の交付・交付時保健指導 事業実施</b></p> <p>母子保健法第15条及び第16条に基づく妊娠届出書の提出時に、妊婦に母子健康手帳を交付するとともに、保健指導を行います。本事業は、市内3か所（子育て支援課・南下浦出張所・初声出張所）で個別に実施します。</p> <p><b>ねらい</b></p> <p>母子健康手帳は、妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康と成長の記録であることを理解し、セルフケアや育児に役立てることができるように支援します。妊娠、出産及び育児に係る制度の資料やパンフレット、及び保健師からの情報提供等により活用できるサービスについて理解し、安心・安全な出産にむけて準備ができるよう支援します。母子健康手帳とともに配布しているマタニティマークについて、今後は広く広報等にて市民周知を図り、妊婦にとってやさしい街づくりを目指していきます。近隣の産婦人科についての情報収集及び情報提供を行い、スムーズなお産にむけて支援します。当市は喫煙率が高いことから、妊娠期の妊婦及び同居家族の喫煙実態を明らかにし、改善に向けた支援の充実を図ります。</p>	<p>手帳交付時の保健指導の充実（子育て支援課は面接、両出張所は電話フォロー） 近隣の産科医療機関に関する市民向け情報提供の充実</p> <p>妊娠期の喫煙率：10%以下 同居家族の喫煙率：35%以下 マタニティマークについての広報周知を行う：年1回</p>	子育て支援課
	<p><b>母親・父親教室 平日版 スペシャル版 事業内容</b></p> <p>〈平日版〉 マタニティヨガ・マタニティフラ 保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士の話 沐浴体験・育児用品・家族計画について 参加者同士及び先輩パパ・ママ、赤ちゃんとの交流</p> <p>〈スペシャル版〉</p>	<p>参加者数の増加：1回15組 講義内容の充実 産後も参加者同士の交流がある者：85% 教室の満足度：95% 継続参加率：90%</p>	子育て支援課

	<p>沐浴・妊婦体験 先輩ママ、赤ちゃんとの交流 骨密度測定、スモーカーライザー等の健康チェック 他</p> <p><b>ねらい</b> 妊婦とその家族が産前・産後健康で快適に過ごすための知識が得られ、リラックスして落ち着いた状態 で出産・育児を迎えることができるように支援します。また、実技等実際の体験を通して育児に対して楽しみと自信を持つことができるようにします。</p> <p>妊婦とその家族が出産後も情報交換や育児の相談相手として交流できるような仲間づくりの機会にします。</p> <p>父親としての自覚と自信を持つことができ、育児参加をするきっかけになるように支援します。</p> <p>母子健康手帳の交付時や広報の活用、近隣産科医療機関と連携を通じて、対象者に広く周知できるよう働きかけます。</p>		
	<p><b>妊婦健康診査</b> <b>事業内容</b> 妊娠中の健康診査のうち、妊婦健康診査補助券を交付し、指定した金額及び回数を補助します。</p> <p><b>ねらい</b> 妊婦自身が自ら定期健診を受診し健康管理を行うことで、心身ともに安定した妊娠の経過を促し、妊婦・育児の死亡率の低下、流早死産の防止及び心身障害児の発生を予防します。</p> <p>妊婦健診を一度も受診せず、お産を迎えてしまう例や健診を適切に受診しないことがないように指導していく必要があります。</p> <p>健診未受診者の把握・指導が課題となっています。</p>	<p>受診件数：増加 妊娠後期の妊娠届出数：0件</p>	<p>子育て支援課</p>
	<p><b>妊産婦・新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）</b> <b>事業内容</b> 妊産婦・新生児の健康管理及び育児支援のために、家庭訪問又は電話相談を行い、育児日常生活全般の保健指導を行います。</p> <p><b>ねらい</b> 妊産婦・新生児、それぞれの健康の保持増進のための保健指導を行うとともに、異常の早期発見、医療受診の勧奨を図ります。</p> <p>生活の場に即した保健指導を行いながら、心身ともに安定した状態で妊産期が過ごせ、育児が行えるよう支援します。また、支援を通して保健師の役割を知ってもらい、相談相手として認識してもらえる。妊娠から出産にかけての自信が持て、出産・子育てについてのイメージが作れるよう支援します。</p> <p>事後フォローが必要な対象者に対する支援体制づくりをします。</p> <p>それぞれの親子に対する支援だけでなく、仲間づくりや、地域との交流も視野に入れた情報の提供を行っていきます。</p>	<p>新生児（乳児）訪問の実施率：100% 新生児訪問の実施率：40%</p>	<p>子育て支援課</p>

喫煙対策の推進	<p>乳幼児・妊婦などの受動喫煙の状況を悪化させない対策が必要です。</p> <p>妊婦及び乳幼児家族の喫煙率が低下するような対策が必要です。</p> <p>喫煙・受動喫煙に関する地域情報の集約とわかりやすい提供を行います。</p> <p>情報提供は参加率の高い事業や地域組織を活用し効率的効果的に実施します。</p>	<p>妊婦や保護者の喫煙率の低下：</p> <p>妊婦10%以下</p> <p>子どもがいるところでたばこを吸う親の減少：父42.7%以下、母42.4%以下</p>	子育て支援課
健康診査の推進及び未受診者へのフォローの実施	<p><b>3か月児健康診査</b></p> <p><b>事業内容</b></p> <p>発育・発達の確認</p> <p>先天性疾患・股関節脱臼・斜頸・その他の疾患の発見 母親の産後の健康確認 予防接種についての健康教育 保健指導（保育・栄養・歯科）</p> <p>育児支援 保健師のワンポイントアドバイス</p> <p>離乳食教室（もぐもぐごっくん） 歯科の話</p> <p>問診 計測 診察 個別相談（保育・栄養）</p> <p><b>ねらい</b></p> <p>首すわりが完了し、追視ができ、あやすと笑うようになるなど、発育・発達の確認や問題の早期発見をしていきます。予防接種の必要性を理解し、今後のスケジュールを立てられるよう支援します。また、離乳の準備に向けての不安を解消に努めます。</p> <p>産後の母親の体調及び育児について振り返るきっかけとし育児不安を解消し、自信を深めるよう親育ちを支援します。</p> <p>あやすと笑うなど様々な反応・訴えがでてくる時期であるため、それに応じた声かけや親子の遊びの時間が楽しく持てるよう具体的な方法を紹介します。</p> <p>同じ月に生まれた子どもが集まる初めての健康診査のため、他の親とのかかわりや、地域ボランティアとの交流のきっかけづくりを行います。</p> <p>妊娠期から禁煙を継続している母親が、育児ストレスから再喫煙につながらないよう支援します。</p>	<p>受診率95%以上</p> <p>子どもとのかかわり方を理解し、子育てが楽しいと思う親の増加：100%</p> <p>育児ボランティアの導入</p> <p>母親の喫煙率：10%以下</p>	子育て支援課
	<p><b>10か月児健康診査</b></p> <p><b>事業内容</b></p> <p>発育・発達の確認、運動機能、精神発達、発育不良、栄養状況及びその他の疾患の発見 予防接種相談と勧奨（MR1期の予防接種の案内実施） 保健指導（保育・栄養・歯科）や育児支援</p> <p>事故予防についての健康教育 虐待の早期発見・予防・防止、たばこ対策として分煙、たばこの害について啓発をおこないます。</p> <p>未受診児には、ハガキによる勧奨と電話や訪問等で健康状態の把握等をします。</p> <p><b>ねらい</b></p> <p>順調な発育・発達が出来ているか保護者と共に確認し、子どもの成長を共有していきます。</p> <p>離乳食の中期～後期の食品の選択、摂取時間や咀嚼運動への進展等の適切な食習慣を身に付けられるように支援します。</p> <p>事故予防について、知識と必要性の理解を促し、</p>	<p>受診率90%以上</p> <p>子どもとのかかわり方を理解し、子育てが楽しいと思う親の増加：100%</p>	子育て支援課

	<p>環境整備に配慮するように伝えます。  親子の信頼関係の基盤や、周囲への関心や探索が  広がり言語発達も潜在的に準備される時期です。  子どものサインを把握し、子どもに添った関わり  が出来るように情緒の形成を支援していきます。  発育・発達に個人差が大きい時期であり、色々な  育児の喜びや悩みなどを共有しながら専門職か  らの助言をしていきます。色々な育児不安等につ  いて傾聴し、育児に自信がもて育児を楽しめるよ  うに声かけしていき虐待予防にもつなげていき  ます。</p>		
	<p><b>1歳6か月児健康診査</b>  <b>事業内容</b>  疾患の発見と適切な管理、発育・発達（行動・言  語）の確認、育児支援・相談、食習慣、栄養状態  の確認、予防接種状況の確認と相談、保健指導（保  育・栄養・発達）、歯科健診（歯の萌出状況・む  し歯の有無・歯の異常などの診察、歯磨き指導）、  保育士による親子がふれあう遊び場の提供、虐待  の早期発見・予防・防止、未受診者へのフォロー  （受診勧奨、訪問、心理巡回等）、あそびの広場、  問診、計測、診察歯科健診、おやつ試食、個別相  談</p> <p><b>ねらい</b>  身体機能等の障害を早期に発見し、適切な指導や  支援が受けられるようにします。  一人歩きや意味のあることば・指さしの有無等の  発育発達の確認を行ない、親が子どもの発達を促  す関わりができるよう支援します。  日常生活の振り返る機会とし、子どもの健康保持  増進のために必要な育児方法を知ることができ  るようにします。  親が日頃感じている育児上の不安やストレスを  表出できるように支援します。  必要な育児支援や相談場所を知ることができ  るように、（発達やことばの遅れのある子どもや、  良好な親子関係が築けていない親子等、経過観察  が必要な親子に対して、こあらんどや地域心理・  心理巡回・訪問等につなげ適切なフォローを行な  います。）  親子の歯の健康状態の確認を行い、むし歯予防に  努めます。  健康診査未受診者に対しては、訪問を行い、健康  診査の必要性の理解を促し、受診勧奨するととも  に、家庭での親子の様子を確認します。  多職種スタッフがかわること、虐待の要因  となり得る育児不安やその他の問題解決を図り  ます。  子どもたちがふれあい、親同士で話すること  で、友達づくりの良い機会とします。また、交流  により気持ちが楽になり、リフレッシュできる環  境づくりを行い。地域ボランティアとの交流の場  として機能するようにします。</p>	<p>受診率95%  健康診査後フォローが  必要な親子のフォロ  ー：90%  未受診者の全数フォロ  ー：100%  健全な口腔状態を保つ  1歳6か月児が増える  子どものかかわり方  を理解し、子育てが楽  しいと思う親の増加：  100%</p>	<p>子  育  て  支  援  課</p>

	<p><b>2歳児歯科健康診査</b>  <b>事業内容</b>          歯科医師による診察          診察の結果、必要に応じてフッ素等の塗布          歯科衛生士による生活習慣の改善指導、歯みがき指導          保健師による保育相談・心理相談員による発達相談</p> <p><b>ねらい</b>          乳歯むし歯予防、早期発見をし、早期治療につなげます。また、生活全般の保健指導を行うことにより、健全な乳歯の育成を支援します。          口腔の発育・発達に応じて、保健指導（歯みがき指導・食生活指導）を行い、むし歯予防に必要な知識や生活習慣が身につけられるよう支援します。          むし歯を多発する傾向にある児（ハイリスク児）に対する指導・支援の強化を図ります。          発達・発育の状況を確認し、1歳6か月児健診からのフォローなどを適切に行います。          オムツ使用の状況を確認し、トイレトレーニングの進め方を指導するなどの支援をしていきます。</p>	<p>受診率：90%以上          生活習慣・食生活の大切さを保護者が理解し、子どもに適切な生活環境を整えることができる。          むし歯保有者率の低下          未受診児の健康状態の把握</p>	<p>子育て支援課</p>
	<p><b>3歳児健康診査</b>  <b>事業内容</b>          発育・発達の確認 視聴覚疾患、腎疾患の発見          歯科健診にて、むし歯等の口腔疾患の発見          予防接種状況の確認と勧奨          保健指導（保育・栄養・歯科）や育児支援          保育士によるあそびの場の提供 心理判定員による相談          虐待の早期発見・予防・防止          たばこ対策として分煙、たばこの害について説明          未受診児はハガキによる勧奨と4歳までに地区担当に電話や訪問にて健康状態等の把握をします。</p> <p><b>ねらい</b>          順調な発育・発達が出来ているかを保護者と共に確認し、子どもの成長を共有していきます。幼児期最後の健診で、心身発達の上で、大切な時期となり発育・発達、食生活を中心とした生活習慣を確認していけるように支援していきます。          予防接種、接種状況や接種計画の確認等して感染予防の留意点を伝えていきます。          運動能力も高まりや手先の器用さ等も表れてくる時期である。子どもの集団への適応を高める環境づくりについても必要性を伝え、基本的な生活習慣の確立を支援していきます。          自己主張が多くなり、子どもの発達や関わりの中で戸惑うことも出てくるので専門職からの助言を通して虐待の要因となりえる育児不安やその他の問題を軽減していきます</p>	<p>受診率：90%以上          未受診児の健康状態の把握：80%          子どもとのかかわり方を理解し、子育てが楽しいと思う親の増加：100%          むし歯有病者率：20%以下</p>	<p>子育て支援課</p>

	<p><b>乳幼児精密健康診査</b>  <b>事業内容</b>  乳幼児健康診査で、疾病等の疑いについて早期発見・治療を行うため二次検査の医療機関を紹介します。</p> <p><b>ねらい</b>  疾病及び障害の早期発見・治療と適切な身体的・精神的なフォローをしていきます。  未受診児も把握していきます。</p>	受診率：90%以上	子育て支援課
<p>フォロー児への関係機関による連携体制の強化</p>	<p><b>こあらんど</b>  <b>事業内容</b>  1歳6か月健康診査後に子ども自身(発達や言葉の遅れ、経験不足等)や母親に専門的な支援が必要と思われる親子に季節の行事やプログラムを通して親子関係や子どもの発達について保健師、心理相談員、保育士、栄養士、歯科衛生士によるグループ指導や助言を行ないます。  生活習慣が不規則な子どもや、転入等で近隣に友人がいない子どもとその親に対して集団での遊びを行います。  子育て支援センターや市内の遊び場所を紹介します。  相談：保健師…病気・生活リズム・予防接種  心理相談員…ことばや行動、子どもへのせきかかわりかた  保育士…親子遊びの方法  栄養士…むら食い、好き嫌い、おやつ  の取り方  歯科衛生士…歯の磨き方やむし歯予防</p> <p><b>ねらい</b>  集団での遊びを通して、親子や仲間とふれあう楽しさを感じ、親子関係や子どもの発達がより健全な方向へ向かうよう支援します。  同年代の子ども同士がふれあい、楽しい時間を過ごすことで、刺激しあいながら、成長していけるよう支援します。  親が育児不安を表出しやすい環境をつくり、相談や遊びを通してストレスを抱えこむことなく、育児を楽しめるよう支援する。また生活リズムを整えるきっかけとします。  友達づくりの機会とし、親同士が同じ悩みを共有することで、育児不安の軽減を図ります。  保健師、心理相談員、保育士、栄養士、歯科衛生士などから専門的なアドバイスを行い、子どもに応じたかかわり方ができるように育児支援をします。  子育て支援センターや市内遊び場所に参加する機会を作ります。</p>	<p>処遇を明確にし、適切なフォローが受けられる：90%  悩みや不安が解決でき、自信を持って子育てができる：80%  親子が具体的な遊びを一つでも覚えることができる：80%  子育て支援センター参加の満足度：80%  未受診者への教室参加の勧奨や訪問等でフォロー実施：80%</p>	子育て支援課

	<p><b>地域心理相談</b> <b>事業内容</b> 幼児期の発達の相談について適切な判断・指導を行います。</p> <p><b>ねらい</b> 随時、相談対応を行うと共に必要に応じて心理相談員による発達や情緒の確認を行い、心配や不安の解消を行います。発達や情緒等で心配や悩みの相談を行うことにより育児支援を行います。</p>	<p>相談を受けた子供へのフォロー：100%</p>	<p>子育て支援課</p>
	<p><b>心理巡回相談</b> <b>事業内容</b> 市内保育園及び幼稚園児に年に2回巡回し、健康状況の把握と共に必要な助言を保健師と心理相談員と共に行ないます。</p> <p><b>ねらい</b> 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の事後フォロー及び未受診者の把握が必要です。発達障害（高機能自閉症・広汎性発達障害、AD/HD、学習障害など）、心の問題等を早期発見、早期療育、適切な就学支援につなげるようにします。 不登校、心身症、引きこもりなどの社会不適応、いじめ、虐待等の二次的障害の発生を予防できるよう支援します。 年長児を対象にアンケートを行い、保護者、園、教育委員会との連携をとり就学をスムーズに進めていけるよう支援します。 園と話し合いを通じて、園児に対する必要なフォローを行ないます。 保護者に了解をとり、教育委員会等との連携を行います。</p>	<p>就学時に適切な支援（相談）を受けられる親子の増：6%前後</p>	<p>子育て支援課</p>
<p>歯科保健活動の推進</p>	<p><b>歯科相談</b> <b>事業内容</b> 歯科衛生士が保護者に対して生活習慣指導や歯みがき指導を母子保健事業と連携して行います。</p> <p><b>ねらい</b> 乳歯むし歯予防、歯口清掃の動機付けを行う。また、生活全般の保健指導を行う。歯の健康（歯の生える順番、本数、歯並び等）についての育児不安が解消できるよう支援します。特に第1子をもつ母親が、今後の歯科保健事業を知るきっかけとします。 生涯を通じて自分の歯で生活していくために、乳幼児期からのむし歯予防の必要性を、保護者が考えていけるよう支援します。 同じぐらいの月齢の児を持つ保護者が集まることで、歯の健康や生活習慣に関する情報を共有し、学びあえるようにします。 各歯科保健事業（教室・健康診査）との連携強化</p>	<p>3歳児におけるむし歯のない児の割合： 80% むし歯予防のための生活習慣を理解し、実践できる親が増 保護者のむし歯予防の理解者数の増</p>	<p>子育て支援課</p>

	<p><b>園児歯科保健活動</b></p> <p><b>事業内容</b>          歯科衛生士が保育園・幼稚園を巡回訪問し、園児や保護者に対して歯みがき指導や生活習慣指導を行います。          口腔内写真撮影 フッ素洗口（希望する園児）          歯科保健生活調査 歯のフェスティバルでの表彰。歯科保健生活調査・口腔内写真撮影により、フッ素洗口や生活指導の効果を確認します。</p> <p><b>ねらい</b>          乳歯むし歯予防、早期発見をし、早期治療につなげます。また、口腔の成長発達に応じて、生活全般の保健指導を行うことにより、むし歯の予防健全な永久歯列の育成を行います。          永久歯萌出期を迎えるにあたり、自分の歯や口の健康状態について関心をもち、園児自らが主体的に健全な永久歯列の育成に努めることができるよう支援します。保健指導（歯みがき指導・食生活指導）をうけることで、保護者が家庭における歯や口のために必要な生活習慣改善の認識を高める支援をします。</p>	歯みがき習慣率： 100% 歯のフェスティバルでの表彰数の増加 一人当たりのむし歯経験歯数の減少	子育て支援課
予防接種に対する意識啓発・接種率の向上	<p><b>事業内容</b>          定期予防接種を実施します。各健康診査時における相談、接種勧奨を行います。          健診や転入時のハガキ通知による予防接種実施状況を把握します。          予防接種台帳や母子管理ファイルにおける接種状況の管理を行います。</p> <p><b>ねらい</b>          予防接種法及び感染症予防法に基づき、感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防します。</p>	各予防接種率： 80～90% 麻しん・風しんの接種率の向上	子育て支援課
母子保健に関する情報管理の徹底	母子保健カードの内容・活用・管理と母子保健管理システムの見直しを行い、母子保健事業の効果的な実施のため情報管理の徹底を図ります。	要フォロー者の管理システムデータ更新： 月2回	子育て支援課
県保健福祉事務所・児童相談所等の関係機関との連携	切れ目のない支援のための関係機関の情報の共有や障害や育児不安への早期対応、支援を実施します。 健康状態に即した適切な療育・親子支援などのケアが受けられるよう教育委員会・三崎保健福祉事務所・児童相談所などとの協力・連携をより強化します。	要フォロー児のケース連絡（保護者の了解を得られた場合）： 100% 関係機関会議への参加	子育て支援課
子育てに関する情報収集と専門窓口の紹介	保護者や関係機関にわかりやすい相談の場の紹介やフォロー体制の提示 障害や疾病があるなど、子育てに著しい不安を持つ親などに、子育てに関する情報を総合的に提供できるよう情報収集・各関係機関との連携に努めるとともに、専門窓口へ確実につなげられるよう努めます。フォロー体制リーフレットを作成します。	要フォロー児のケース連絡（保護者の了解を得られた場合）： 100%	子育て支援課

<b>(2)食育の推進</b>			
<b>課 題</b>	<p>乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野や教育分野の連携、また食育推進計画との整合性を図ることが必要となります。</p> <p>また、低出生体重児の増加等を踏まえ、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めていくことを目指します。</p>		
<b>項 目</b>	<b>行動計画の内容</b>	<b>目 標</b>	<b>担 当</b>
食育推進計画との連携	<p>食育基本法の前文には、「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となる。」と規定されています。</p> <p>この趣旨に主眼を置いて策定された食育推進計画と相互に連携・補完して、「正しい食生活習慣を身につける」などの目標達成に向けて取り組みます。</p>	朝食を毎日食べる児童の割合：90%以上	もてなし総務室
栄養指導事業の充実	<p><b>栄養指導等</b> 母子保健事業、歯科事業等での栄養相談・指導・教育を実施します。 月齢・年齢・家族生活状況に合わせた食事の取り方や望ましい食習慣を支援します。 食を通して母子の健康確保とともに、健やかな親子関係の形成を支援します。</p>	離乳食や食生活を把握し指導に活用するための食事調査の実施：1事業	子育て支援課
	<p><b>もぐもぐごっくん（離乳食講習会）</b> <b>事業内容</b>（3か月児健康診査時に実施） 離乳食の始め方、進め方の指導 離乳食メニューの紹介 <b>ねらい</b> 離乳食の必要性と基本を伝える。乳汁栄養からスムーズに離乳食が始められるようにするとともに、その児の発達に見合った食事が与えられるように支援します。保護者の離乳食への関心を高め、不安を軽減できるようにします。 楽しく、おいしい食事ができるような環境・雰囲気づくりの支援をします。同じ月齢の児の保護者が集まるため、友達づくりや日頃の悩みの共有ができるよう支援します。 講義内容の充実を図ります。 離乳食に関する保護者の理解度高めます。 離乳食に対する不安・悩みを軽減します。</p>	受講率：95%以上の維持	子育て支援課
学校給食の適切な推進	各学校への食指導をより一層の充実を目指します。	食習慣の充実	学校給食調理場

地産地消の推進	地場産食材活用による献立をより多くしていきます。	学校給食内容の充実	学校給食調理場
---------	--------------------------	-----------	---------

### (3)思春期保健対策の充実

<b>課題</b>	若年者の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及、及び薬物・喫煙等に関する教育を図っていくことを目指します。		
<b>項目</b>	<b>行動計画の内容</b>	<b>目標</b>	<b>担当</b>
思春期の子どもを対象とした啓発事業の推進	思春期の子供たちへの教育の場の拡大 次代の親となる思春期の子どもたちの健全な母性・父性が育まれるように、母子保健所管課、教育委員会、三崎保健福祉事務所と連携して、思春期の子どもたちへのアプローチをしていきます。	思春期の子供たちへの教育実施数の増	子育て支援課

### (4)小児医療の充実

<b>課題</b>	アンケート調査の自由意見欄の結果でも、地域小児医療体制の充実については、高いニーズがあることから、小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであり、小児医療、小児救急医療の充実について、積極的に取り組んでいくことを目指します。		
<b>項目</b>	<b>行動計画の内容</b>	<b>目標</b>	<b>担当</b>
小児医療体制の充実	「三浦ならでは」の地域医療の確立を目指して病院改革を進めており、大学医局から派遣される小児科医に三浦市立病院での診療の継続性を持たせるため、小児科医としてやりがいを持てる環境作りと地域における子育て世代に対する子育て支援として、前向き子育てプログラム（トリプルP）の理論を地域に根付かせようと取り組んでいます。 これは、幼児から10代までのこどもの行動・情緒問題の予防と治療を目的に、三浦市立病院の小児科医が加わり、行政や市民が一体となって地域での子育てに生かしていく活動を通し、子育て支援とともに継続して小児科医の確保ができるよう、図っていきます。	今後も三浦市立病院において小児科外来診療を継続するため、最低限、常勤小児科医1名の確保	三浦市立病院
救急医療の推進	在宅当番医制と三浦市立病院による初期救急医療を実施します。また、横須賀市救急医療センターによる小児科の応需体制を確保し、神奈川県において耳鼻咽喉科と眼科の在宅当番医制による休日救急対応が三浦半島ブロックで実施されています。 二次救急対応は広域病院群の輪番制による対応を実施するとともに、三次救急の迅速な対応のためドクターヘリ運営事業を実施します。迅速で適切な救急医療が実施されるよう、初期から三次救急までの体系的な救急体制の維持に努めます。	在宅当番医制の実施 市立病院の初期救急医療の実施 広域病院群輪番制運営事業の実施 ドクターヘリ事業の実施	健康づくり課

3子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境のづくり			
(1)次代の親となる子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備			
課 題	<p>次代の親となる男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育について、各分野が連携を図ることが重要であり、子どもや家庭の大切さを理解できるような機会を広げるための効果的な取組を推進することが必要です。</p> <p>また、子どもが個性豊かに生きる力を助長することができるよう、学校の教育環境等の整備に努めます。</p>		
項 目	行動計画の内容	目 標	担 当
各学校における研究や各種研修会の充実	各校における学校研究を支援するため、指導主事が適切な助言を行います。 教育課題に応えるため、市教育研究所が主催する研究会、情報化に関する協議会、特別支援教育に関する研修会等を充実していきます。	指導主事派遣：各校年2回 研究会開催：年4回 各種研修会開催：年6回	学校教育課
教育評価の充実	学習指導要領改訂に伴って、導入される教育評価について、市学校教育研究会の教科部会での研究や学校間の情報交換を通じて充実していきます。 また、教育評価についての研修会を実施し、学校での教育活動充実のための支援とします。	研修会開催：年1回	学校教育課
学校評価の充実	文部科学省が提示した新ガイドラインにそって、学校改善に効果的に活用できる学校評価を充実するため、校長会と共同で研究を進めます。 各校の学校評価結果を受け、教育委員会としての学校への支援を充実させます。	共同研究会開催：年2回	学校教育課
教育課程の充実	三浦市の特色である新3学期制を基盤に、各校で特色ある教育課程を編成します。各校でのよりよい教育課程の編成を支援するため、教務担当者会で情報交換の充実を図ります。	教務担当者会開催：年2回	学校教育課
地域教育力の活用	地域の教育力の効果的な活用を目指します。総合的な学習の時間や朝の読み聞かせ等において、外部指導者の活用によって教育活動が充実するように、各校の活用状況を情報提供します。	外部指導者活用状況についての情報提供：年1回	学校教育課
中学生による議会擬似体験	アンケート結果を盛り込み、魅力のある事業であることをPRして参加を募ります。	みうらっ子議会開催：年1回	協働推進課
教科指導の充実	学習指導要領の改訂に基づき、各校では、「確かな学力」を培うために、教科指導のさらなる充実が求められています。その充実を実現するため、市内各校の授業研究に指導主事が加わり、適切な助言をすることで、充実した授業の成立ならびに確かな学力の育成を支援します。	指導主事派遣：各校年2回	学校教育課
安全教育の充実	自己の健康や安全を管理し、正しい知識を身につけ、判断力を育み、優れた実践力を育成することが求められています。防災計画等にかかる学校間の情報交換を行い、各種計画等の充実を図る中で、安全教育を推進させます。	防災担当者会開催：年1回	学校教育課

道徳教育の充実	未来を開く主体性のある日本人を育成するため、道徳の授業を要とした道徳教育を充実させます。市学校教育研究会道徳部会と連携し、道徳教育の一層の充実を図ります。	指導主事派遣：部会へ年1回	学校教育課
総合的な学習の時間の充実	問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることが求められています。「みうら学研究会」において、そのねらいを達成するような総合的な学習の時間のモデルを研究し、市内各校に紹介します。	モデルの紹介：3モデル	学校教育課
特別活動の充実	集団活動を通して自主的で実践的な態度を育成していくために、市学校教育研究会特別活動部会で各校の情報交換を充実します。	特別活動部会開催：年2回	学校教育課
児童・生徒指導の充実	自ら考え、主体的に判断し行動する自己指導力が身につくための指導が充実するように支援します。また、問題を抱える児童・生徒については、早期に発見し、早期に対応することが大切です。それに関わって、学校と関係機関が緊密に連携できるように支援していきます。	指導主事派遣：各校年1回	学校教育課
国際教育の充実	諸外国の人々の生活や文化を理解し尊重するとともに、我が国・郷土の文化と伝統を大切にする態度の育成及び外国語能力の向上のための指導が充実するように支援します。また、小・中学校に英語指導助手（AET）を派遣し国際教育の充実のための一助とします。	AET派遣：延べ年180日	学校教育課
情報教育の充実	情報及び情報手段を主体的に選択し活用していく力などを育成するため、市内各校の授業研究に指導主事が加わり、適切な助言をすることで、ねらいを達成するための授業を充実します。また、情報化研究協議会での情報交換等を中心に、各校の情報教育の実践を支援します。	情報化研究協議会開催：年3回	学校教育課
特別支援教育の充実	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、子ども達の自立を支援するため、特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育を充実させます。また、特別支援教育学校支援チームを各校に派遣し、各校での実践を向上させるとともに、各校と専門機関との連携を支援します。	特別支援教育学校支援チームの派遣：各校年2回	学校教育課
進路指導の充実	自己の進路に対する関心を高め、的確な自己理解のもとに、現在及び将来の生活において自己実現を図るための基礎的能力・態度を育成するために、各校の進路指導に関する実践やキャリア教育の視点からの実践を市学校教育研究会進路指導部会で情報交換するなどして充実させます。	進路指導部会開催：年2回	学校教育課
人権教育の充実	人間尊重の精神を基に、社会に存在する様々な不合理や差別をなくし、好ましい人間関係を理解させるなどの人権教育を充実させます。人権教育担当者会において、指導体制等についての情報交換を通して、各校での実践を支援します。	人権教育担当者会開催：年2回	学校教育課

異年齢児とのふれあいによる社会性の育成	児童会活動・生徒会活動などを通じて、異年齢児との活動を充実させます。また、幼稚園・保育園・小学校の連携協議会の情報交換等とおして、ふれあい活動を支援します。	連携協議会の開催：年2回	学校教育課
---------------------	--	--------------	-------

## (2)家庭や地域の教育力の向上

<b>課題</b>	学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。		
<b>項目</b>	<b>行動計画の内容</b>	<b>目標</b>	<b>担当</b>
親子のふれあい体験等家庭教育学級の実施	公民館において家庭の教育力向上のため、親子のふれあい体験または家庭教育学級を実施します。	親子のふれあい体験及び家庭教育学級の参加者数の増	セ 南 下 浦 一 初 声 市 民
三浦市子ども読書活動推進計画の実行	子どもが自主的に読書活動できるような環境づくりを推進するために、様々な活動を行います。	子どもにとって読書が今まで以上に、より身近に感じられるための活動の実施	生 涯 学 習 課

## 4 子育てを支援する生活環境づくり

### (1)安全な道路交通環境の整備

<b>課題</b>	アンケート調査の結果によると、「子どもの安全を守るために重要なこと」「子育てで困ること」の回答として「通学路の整備」「子どもに安全な道路がない」と多くの方が答えています。事故の危険性が高く、子どもの通行量も多い通学路において、歩道等の整備、安全・安心な歩行空間を創り出すことを目指します。		
<b>項目</b>	<b>行動計画の内容</b>	<b>目標</b>	<b>担当</b>
安全かつ快適な道路の整備促進	新規の歩道設置は難しいが、歩行者が安全に通行できる対策を検討し、特に通学路の指定となっている道路においては、重点的に交通安全施設整備を実施していきます。	三崎署管内における当事者別事故発生件数の減少	土 木 課

<b>(2)安心して外出できる環境の整備</b>			
<b>課 題</b>	アンケート調査の結果によると楽しく安心な子育てに必要なサービスとして、就学前、小学生児童ともに「遊ばせる場や機会の提供」、自由意見欄の集計でも、公園の整備は第1位に挙げられています。妊産婦・乳幼児連れの方等、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園等で段差の解消等のバリアフリー化を推進し、併せて妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取組を進めることで、ハード・ソフトの両面から一体的なバリアフリー化を目指します。		
<b>項 目</b>	<b>行動計画の内容</b>	<b>目 標</b>	<b>担 当</b>
公園の適切な管理及び整備促進	市民の憩いの場、地域の人達の交流の場として、誰でも安心して利用できる公園であるために、樹木の剪定、伐採、除草及び害虫駆除等と併せ、遊具等の安全確保を図ります。 特に、公園入口についてバリアフリー対応となるよう整備していきます。	遊具の安全点検で補修や改修を必要とする遊具の整備	土木課
<b>5 職業生活と家庭生活の両立の推進</b>			
<b>(1)男性を含めた働き方の見直し及び仕事と家庭の両立の推進</b>			
<b>課 題</b>	仕事と生活の調和の実現については、各関係機関が連携を図り、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進め、社会全体の運動として広げていく必要があります。 また、多種多様な働き方に対応した子育て支援を展開できるよう目指します。		
<b>項 目</b>	<b>行動計画の内容</b>	<b>目 標</b>	<b>担 当</b>
女性の労働条件の改善・向上についての啓発活動	「みうら男女共同参画プラン」に基づく事業実施状況を確認し、翌年の実施計画を策定するとともに、女性の登用促進等、女性の労働条件の改善・向上について啓発活動を行います。	女性の労働条件に関する情報提供の充実	商工観光課
	平成22年度中に「みうら男女共同参画プラン」の改訂版を作成し、労働条件の男女平等化の改善及び女性の登用の促進についての啓発を図ります。	「みうら男女共同参画プラン」の策定（平成22年度）	協働推進課
	講座を開催する際に、男性も参加しやすい講座を実施します。	男性参加人数の増	協働推進課
他機関との連携した広報等の実施	神奈川県、神奈川労働局、財団法人21世紀職業財団神奈川事務所が主催するセミナー等の広報を行います。また、近隣自治体とも連携し、仕事と家庭の両立に係る事業の情報を広く提供していきます。	セミナー等の広報の拡充	商工観光課

6 子どもの安全の確保			
(1)子どもの交通安全を確保するための活動の推進			
課 題	子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策の推進を目指します。		
項 目	行動計画の内容	目 標	担 当
交通安全キャンペーン活動及び広報の推進	各期における交通キャンペーンの他、各種スポーツイベントへ参加し、交通事故を呼び掛けます。また、小学校などに出向き交通教育や高齢者に対しての自転車のマナーや歩行について啓発する他、飲酒運転撲滅キャンペーンを実施します。	交通事故発生件数の減	協働推進課
(2)子どもを犯罪から守るための活動の推進			
課 題	子どもを犯罪等の被害から守るため、地域住民・学校・関係機関・団体と犯罪等に関する情報交換を実施し、子どもが犯罪の被害に遭わない地域づくりを目指します。		
項 目	行動計画の内容	目 標	担 当
協働による治安・防犯対策の強化及び啓発活動	組織化されていないが、地域住民が各小学校周辺における登下校時の児童を見守る活動を促すことにより、防犯意識が高揚し、「防犯のつどい」を開催することにより、知識の向上を図っていきます。	犯罪発生件数の減	協働推進課
	子どもの安全を守り、安心して登下校できるように、スクールガード事業を展開します。スクールガードリーダーが中心となってスクールガードの活動が充実するように支援します。	スクールガードリーダーとの情報交換：年10回	学校教育課
地域防犯パトロールの推進	地域防犯については、住民の安全を守るため、地域の意見を聞き、その地域に合ったパトロールの方法を考えながら、情報、連絡、相談を密にして安心な町づくり体制の充実を図っていきます。	愛のパトロール参加者の確保	青少年教育課

## 7 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

### (1)児童虐待防止対策の充実

<b>課 題</b>	<p>児童虐待は、子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの人権を侵害するものです。アンケート調査の結果においても、就学前児童を持つ家庭で16.8%の方が「子どもを虐待していると感じるときがあるか」との問いに「よくある」「時々ある」と回答しています。児童虐待による深刻な被害や死亡事例があつてはなりません。福祉関係者のみならず、医療・保健・教育・警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制である三浦市児童虐待防止ネットワークを活用し、児童虐待の発生予防、早期発見・対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援、及び協力体制の充実を目指します。</p>		
<b>項 目</b>	<b>行動計画の内容</b>	<b>目 標</b>	<b>担 当</b>
児童虐待防止ネットワーク体制の整備	<p>児童に関する相談を受ける段階から、保護や支援を要する児童の状況を的確に把握し、必要な調査、指導、適切な支援を行います。また、児童虐待の早期発見のため、乳幼児健康診査や訪問指導等を活用するほか、保護を必要とする児童に関する通告義務等についての啓発を行います。</p> <p>三浦市児童虐待防止ネットワークの機能を十分に活用し、児童虐待事例に対して、調査、処遇検討、見守りや在宅支援等の地域支援を行い、児童の家庭復帰、親子関係修復を図っていきます。見守り体制については、関係機関及び地域で継続して見守り、児童虐待の再発防止を図ります。</p>	児童虐待発生件数の減	子育て支援課

### (2)ひとり親家庭の自立支援の推進

<b>課 題</b>	<p>離婚や価値観の多様化により、近年、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭では、育児や家事の負担も大きいことから、経済的な援助とともに、就労・家庭・育児相談などの支援が必要です。</p>		
<b>項 目</b>	<b>行動計画の内容</b>	<b>目 標</b>	<b>担 当</b>
経済的な支援及び母子の自立に必要な情報提供や指導の実施	<p>経済的基盤の弱い、母子家庭等に対し、生活の安定と自立を支援し、児童を心身ともに健全に育成するため、これらの家庭に対して、児童扶養手当の支給を行い、経済的支援を行います。母子自立支援員を配置し、母子家庭の相談、母子寡婦福祉資金貸付制度等の自立に必要な情報提供や指導を、関係機関と連携を図っていきます。</p>	情報提供や指導の充実	子育て支援課
ひとり親家庭等の医療費の軽減	<p>ひとり親家庭等の医療費について、引き続き保護者の医療にかかる経済的な負担の軽減に努めます。</p>	経済的な負担の軽減	保険年金課
水道料金等の減免	<p>児童扶養手当受給世帯に対し、水道料金と下水道使用料の減免を行い経済的な支援を図っていきます。</p>	経済的な負担の軽減	水道課 営業課

### (3)障害児施策の充実

課 題	<p>障害の原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要です。障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進することを目指します。</p>		
項 目	行動計画の内容	目 標	担 当
ホームヘルパーの派遣	<p>日常生活を営む上で困難のある障害児を対象にヘルパーを派遣し、身体介護、移動支援等のサービスを提供します。 また、事業を継続するために事業所、近隣市町や関係機関との連携によりサービス提供体制の整備に努めます。</p>	<p>申請者の希望に応じた適切な支給決定の実施</p>	<p>福祉課</p>
家族支援のための施設等への短期入所	<p>障害児を介護している家族の疾病や休養等の理由により一時的に家庭で介護が出来ない場合、短期間施設サービスを提供し、障害児及び、介護者の身体的・精神的な負担を軽減します。また、事業者の参入についても施策を検討し、事業の充実に努めます。</p>	<p>申請者の希望に応じた適切な支給決定の実施</p>	<p>福祉課</p>
障害児デイサービス支援の協議	<p>近隣市町と情報を共有し事業者の参入を呼びかける等、あらゆる可能性を模索し、事業の実施に努めるとともに、既存のデイサービス事業所の利用を支援します。</p>	<p>申請者の希望に応じた適切な支給決定の実施</p>	<p>福祉課</p>
装具等への助成	<p>将来、社会人として自活するための素地を育成助長することを目的に補装具の交付及び修理のための支援をします。</p>	<p>申請者の希望に応じた適切な支給決定の実施</p>	<p>福祉課</p>
日常生活用具の給付	<p>日常生活の便宜を図るための用具の購入費を補助します。さらに必要に応じて給付対象となるものの見直しを行ない、より良いサービス提供により、介護者を支援し、児童の自立を支援します。</p>	<p>申請者の希望に応じた適切な支給決定の実施</p>	<p>福祉課</p>
訪問入浴サービスの提供	<p>在宅の重度身体障害児を対象に、訪問による入浴サービスを提供し、清潔の保持、心身機能の維持を図り、介護者の負担軽減を支援します。</p>	<p>申請者の希望に応じた適切な支給決定の実施</p>	<p>福祉課</p>
各種手当など経済的支援の実施	<p>障害児の生活の向上と福祉の増進を図るとともに経済的支援を目的に手当の支給事業の継続に努めます。</p>	<p>申請者の希望に応じた適切な支給決定の実施</p>	<p>福祉課</p>

心身障害児生活訓練会の実施	発達に遅れがある就学前の児童と保護者を対象に基本的な生活習慣や社会性を、保護者に対しては障害の正しい理解や適切な養育技術の習得を目的に事業を実施します。三浦市の療育を担う場として、専門性を高め質の向上を図り、障害児の子育てを支援します。	専門性の高い療育の提供	福祉課
総合相談窓口及び知的障害者授産通所施設の整備推進	障害者の日中活動の場を中心とした障害福祉サービス事業の拠点となる障害者支援施設の整備に努めます。また、民間事業所が障害者施設を設置するための支援をします。	障害者支援施設の開設	福祉課

## 第5章 行動計画の推進にむけて

### 1 行動計画の推進

この行動計画は、三浦市がこれから進めていく子育て支援施策を総合的にまとめたものです。その内容は、児童福祉や母子保健にとどまらず、広くさまざまな分野にわたります。

このため、行動計画の推進に当たっては、庁内関係部局間の連携を密にし、また、関係機関や団体、地域などとの連携も図りながら、計画目標の実現に向けて取り組めます。

### 2 行動計画の進行管理

行動計画の着実な推進に当たっては、継続的に行動計画の実施状況をフォローすることが必要です。

このため、次世代育成支援対策推進法第21条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策地域協議会を引き続き設置し、行動計画の進行管理を継続して行っています。

# 資 料

## 1 三浦市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

### 三浦市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(平成21年三浦市告示第174号)

(設置)

第1条 三浦市次世代育成支援行動計画(以下「行動計画」という。)の着実な推進を図るため、三浦市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行動計画に基づく措置の実施についての意見交換に関すること。
- (2) 後期行動計画の策定に関すること。
- (3) その他行動計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉の関係者
- (3) 教育関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を1人ずつ置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部子育て支援課で処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

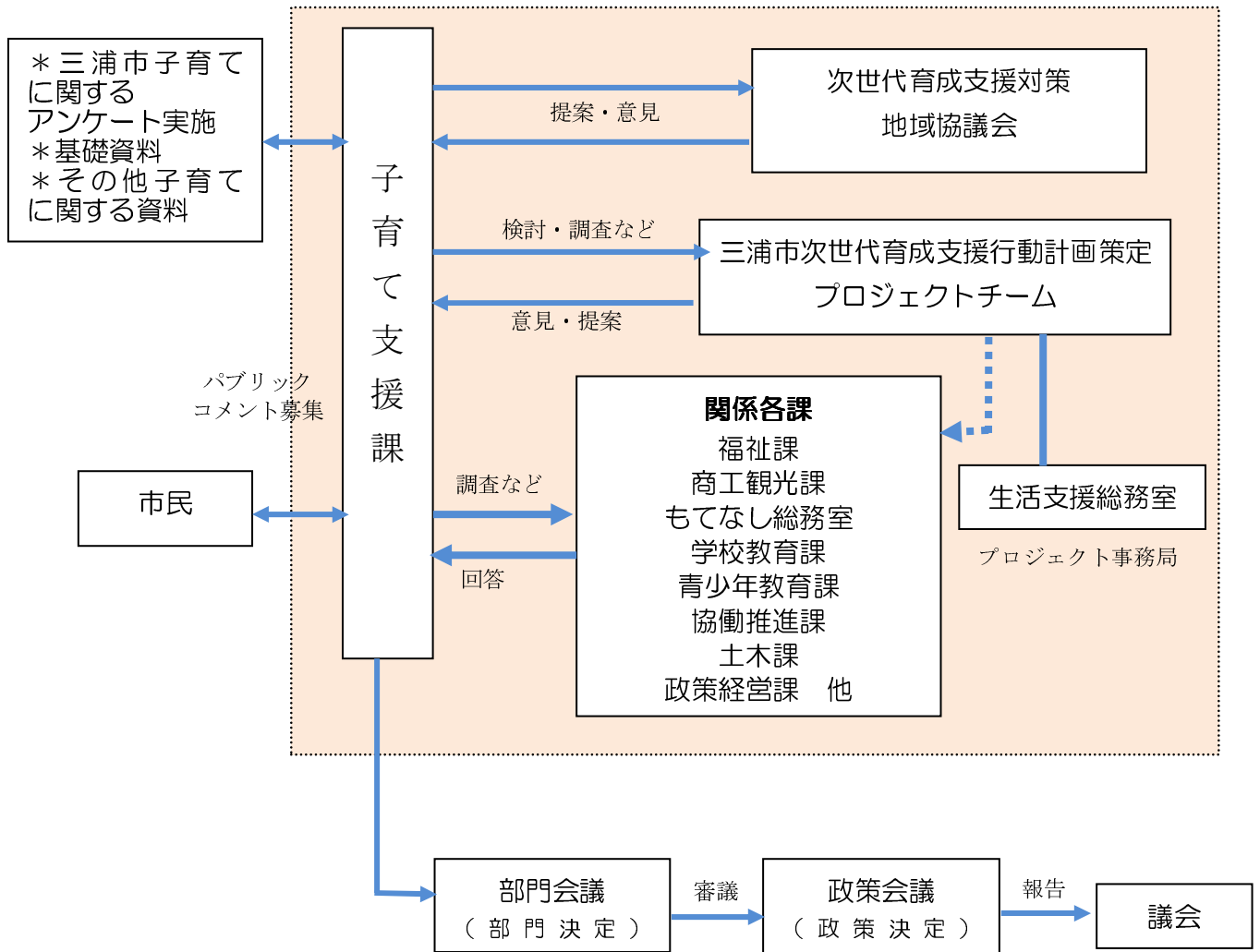
附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示により最初に招集される協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。
- 3 この告示は、平成22年1月1日から施行する。
- 4 この告示の施行後最初に委嘱される三浦市次世代育成支援対策地域協議会の委員の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

## 2 三浦市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

氏 名	所 属
生 野 隆 彦	三浦市保育会（三崎二葉保育園）
土 田 郁 子	学校法人花園学園椿の御所幼稚園
西 山 裕 子	にしやま小児科
爲 谷 治 樹	三浦市立旭小学校
小 池 博 政	三浦商工会議所
杉 野 トモ子	三浦市農業協同組合
川 名 三 子	三浦市民生委員児童委員協議会
七 戸 秀 勇	神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所
根 本 嘉 昭	神奈川県立保健福祉大学
中 野 才 智	三浦市民（公募委員）
海 法 澄 子	神奈川県三崎保健福祉事務所

### 3 三浦市次世代育成支援後期行動計画策定の体制



#### 4 行動計画の策定経過

年月日	項目	内容
21. 1. 26～21. 2. 27	三浦市次世代育成支援に関するアンケート調査実施	三浦市在住の就学前児童及び小学校 1～6 年生までの就学児童を持つ世帯に対する、策定基礎資料としての調査実施
21. 5. 26	<b>三浦市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）第 1 回会議開催</b>	アンケート調査の集計、後期行動計画策定の手引、今後のスケジュールについて説明
21. 7. 10～7. 24	前期行動計画の実施状況等の調査	庁内各課等に対し、前期行動計画の実施状況等の調査
21. 7. 22	三浦市次世代育成支援後期行動計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）第 1 回検討会議開催	後期行動計画策定の背景、趣旨等、基本的事項の共通理解、策定までのスケジュール、市内の子どもと家庭の状況等について検討
21. 8. 3	小学生へのアンケート調査実施	三崎保健福祉事務所が主催した平成 21 年度夏の体験学習に参加した小学生 1～6 年生、48 名に調査実施
21. 8. 6	プロジェクトチーム第 2 回検討会議開催	1 月に実施したアンケート調査の結果、後期行動計画の基本理念、基本方針、骨子案について検討
21. 8. 20	<b>協議会第 2 回会議開催</b>	後期行動計画策定体制、基本的考え方、市内の子どもと家庭の状況等について検討
21. 8. 31	プロジェクトチーム第 3 回検討会議開催	前期行動計画に関する施策の状況、後期行動計画案について検討
21. 9. 17～9. 28	後期行動計画の課題等の調査	庁内各課等に対し、後期行動計画等の調査

年月日	項目	内容
21. 11. 4	プロジェクトチーム第4回 検討会議開催	後期行動計画案の各論部分 の検討
21. 11. 13	<b>協議会第3回会議開催</b>	後期行動計画案の各論部分 の検討
21. 12. 24	プロジェクトチーム第5回 検討会議開催	後期行動計画案の各論部分 について引き続き検討
22. 1. 21	<b>協議会第4回会議開催</b>	後期行動計画案の各論部分 について引き続き検討、パ ブリックコメントに案とし て提示することの了承
22. 2. 1～22. 3. 2	三浦市次世代育成支援後期 行動計画案を公開し、パブ リックコメントを実施	三浦市ホームページ上、市 役所本館、南下浦、初声市 民センター、三崎口駅、三 浦海岸駅及び子育て支援課 で、当該案について市民意 見を募集、意見件数0件
22. 3. 11	プロジェクトチーム第6回 検討会議開催	後期行動計画案全体につい ての最終的な検討
22. 3. 18	<b>協議会第5回会議開催</b>	後期行動計画最終案の了承
22. 3. 19	平成21年度第8回生活支援 政策経営会議	後期行動計画最終案の審議 し決定
22. 3. 25	平成21年度第17回政策会 議	後期行動計画最終案を審議 し決定
22. 3. 29	市長決裁	後期行動計画として決定

## 三浦市次世代育成支援後期行動計画

平成 22 年（2010 年）3 月

編集・発行 三浦市保健福祉部子育て支援課

〒238-0298

神奈川県三浦市城山町 1-1

046-882-1111（代表）

046-881-0148（ファックス）

ホームページ <http://www.city.miura.kanagawa.jp/>

